

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 電子調達システムの利用

本業務は、「電子調達システム」(<https://www.geps.go.jp/>) (以下「システム」という。)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| (1) 業 務 件 名 | 広野町住宅 (403 棟) ほか 1 住宅外壁改修その他工事監理業務 |
| (2) 業務対象工事名 | 広野町住宅 (403 棟) ほか 1 住宅外壁改修その他工事 |
| (3) 業 務 場 所 | 函館市広野町 6 番地ほか |
| (4) 業 務 概 要 | 別紙のとおり |
| (5) 業 務 期 間 | 契約締結日の翌日から平成 30 年 12 月 21 日まで |

3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条に該当しない者であること。
(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。)
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条に該当しない者であること。
- (3) 平成 29・30 年度財務省北海道地区競争参加資格において、業務区分が「建築士事務所」の B 等級又は C 等級に格付けされている者であること。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者 (会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であつて、手続き開始の決定後、上記 (3) の競争参加資格について再審査を受けた者は除く。) でないこと。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者 (支出負担行為担当官が特に認める者を含む。) であること。
- (6) 当局の契約担当官等と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 業務の対象とする工事に対応する管理技術者等を工事現場に配置できる者であること。
- (9) 下記 8 の入札説明書等の交付を受けた者であること。

4. 入札心得書、契約条項及び仕様書を示す場所

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 10 階 北海道財務局 掲示板
函館市新川町 25 番 18 号 函館地方合同庁舎 6 階 函館財務事務所 掲示板

5. 証明書等の提出期限

持参の場合 平成 30 年 7 月 23 日 (月) 12 時 00 分
簡易書留郵便の場合 平成 30 年 7 月 20 日 (金) 17 時 15 分

6. 入札書の提出期限

平成 30 年 7 月 25 日 (水) 17 時 15 分

7. 開札の場所及び日時

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 11 階 北海道財務局 第二会議室
平成 30 年 7 月 26 日 (木) 11 時 00 分

8. 入札説明書等の交付場所及び期間

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階 北海道財務局 管財部 第1統括国有財産管理官
函館市新川町25番18号 函館地方合同庁舎6階 函館財務事務所 管財課

公告の日から平成30年7月20日(金)までの休日、土曜及び日曜を除く8時30分から12時00分及び13時00分から17時15分までとする。

9. 入札保証金 免除

10. 契約保証金 納付(請負金額の10分の1以上の額)

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

11. 入札の無効

(1) 上記3に定める競争参加資格のない者の入札及び入札心得書、入札説明書により示した入札に関する条件に違反した場合は無効とする。

(2) システムによる入札の場合においては、「電子調達システム利用規約」に違反した者の入札書は無効とする。

12. 言語及び通貨

入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

13. 消費税に関する事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

15. 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

16. その他

(1) 「5. 証明書等の提出期限」から「7. 開札の場所及び日時」について、システムに障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

(2) 本業務に競争参加するため新規に参加資格を得ようとする者は、平成30年7月12日(木)17時15分までに「一般競争参加資格審査申請書」を提出すること。なお、申請書の提出は持参によること。

以上公告する。

平成30年7月4日

支出負担行為担当官

北海道財務局総務部長

小柳津 博



広野町住宅（403棟）ほか1住宅外壁改修その他工事監理業務

業 務 概 要

業務の対象とする工事の概要

工事名称 広野町住宅（403棟）ほか1住宅外壁改修その他工事

工事場所 函館市広野町6番地ほか

工事種目

- ・ 広野町住宅 403棟 RC造5階建 1棟20戸
建築面積 329.00㎡、延べ面積 1,645.00㎡
- ・ 乃木町住宅 406棟 RC造4階建 1棟16戸
建築面積 259.47㎡、延べ面積 1,081.00㎡

- ・ 外壁結露防止改修 改修一式
- ・ 屋根板金改修 改修一式
- ・ ベランダ防水改修 改修一式
- ・ 内窓樹脂建具取替 改修一式
- ・ 電気設備改修 改修一式